

## 都道府県過疎地域等政策支援員について

- 過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、都道府県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する経費について特別交付税措置を講じる。

対象団体

都道府県

対象経費

都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する  
経費(報償費、旅費、委託費等)

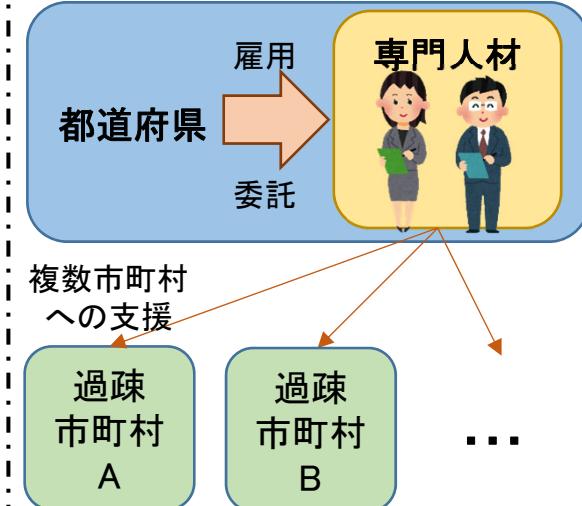
要件

- ①過疎地域その他の条件不利地域  
(過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄)  
を有する複数の市町村への支援が対象
- ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、  
関係者調整等の支援の業務に従事すること
- ③都道府県の過疎計画に記載があること 等

財政措置

- ・対象経費の上限額 年間560万円／人
- ・措置率0.5
- ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】



業務の例

- |  |  |
|--|--|
| ◎産業振興(農林水産業)<br>…販路拡大、ブランド化、6次産業化、経営指導、<br>スマート農林水産業、担い手確保 等       | ◎生活環境の整備<br>…水道事業経営 等                  |
| ◎産業振興(商工業、その他)<br>…サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、<br>創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援 等 | ◎高齢者等の保健・福祉<br>…地域包括ケアシステム、子育て支援 等     |
| ◎産業振興(観光)<br>…観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、<br>インバウンド対策 等               | ◎医療の確保<br>…医療政策支援 等                    |
| ◎地域における情報化<br>…情報通信技術の利活用 等  | ◎教育の振興<br>…ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育 等 |
| ◎地域公共交通の確保<br>…地域公共交通網の維持・再編、新技術活用 等                               | ◎集落の整備<br>…集落対策、空家対策 等                 |
|  | ◎地域文化の振興<br>…文化財保護 等                   |
|  | ◎再生可能エネルギーの利用推進<br>…再生可能エネルギーの導入支援 等   |